

鳥取県要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告等に関する事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年鳥取県規則第49号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、政令、省令、県規則において使用する用語の例による。

(知事が別に定める者)

第3条 県規則第2条第2号に規定する知事が別に定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置している者
- 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

第2章 耐震診断結果の報告等

(耐震診断の結果を証する書類)

第4条 県規則第2条本文に規定する耐震診断の結果を証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震診断判定書（県規則第2条各号に掲げる者（以下「第三者判定機関」という。）が、技術指針事項（法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。以下同じ。）に適合した耐震診断であると判定したことを証する書類をいう。以下同じ。）の写し（耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い、若しくは危険性があると評価された場合、又は建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては提出することを要しない。）
- 二 耐震診断結果概要書（第三者判定機関による耐震診断の判定を受ける際に当該機関へ提出した報告書のうち、耐震診断結果の概要の分かる書類（計算結果等詳細資料を除く。）をいう。以下同じ。）（建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、更に耐震改修計画概要書（耐震改修計画の報告書のうち、耐震改修計画の概要の分かる書類（計算結果等詳細資料を除く。）をいう。以下同じ。））の写し
- 三 耐震診断を実施した時点（建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修工事を実施した時点）の付近見取図、配置図及び各階平面図
- 四 県規則別記様式（建築基準法第12条第1項の規定による報告を行っている場合は、直近の当該報告に係る報告書の写しをもって代えることができる。）
- 五 建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（様式第1号）
- 六 平成25年11月25日以降に耐震診断を実施する建築物にあっては、建築物の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面

(耐震診断結果報告に係る是正命令)

第5条 法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、様式第2号によるものとする。

- 2 前項の所有者の報告は、様式第3号により行うものとする。

(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る指示)

第6条 法第12条第2項(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指示は、様式第4号によるものとする。

(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対する報告の要求)

第7条 法第13条第1項の規定による要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告の要求は、様式第5号によるものとする。

2 前項の所有者の報告は、様式第6号により行うものとする。

(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物に係る台帳の整備)

第8条 知事は、耐震診断結果報告に係る事項を記載した台帳(様式第7号)を整備し、かつ、保存しなければならない。

第3章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類)

第9条 建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類として、県規則第4条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震診断判定書(建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画判定書(第三者判定機関が、技術指針事項に適合した耐震改修の計画であると評価したことを証する書類をいう。))の写し
 - 二 耐震診断結果概要書(建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画概要書)の写し
 - 三 県規則別記様式(建築基準法第12条第1項の規定による報告を行っている場合は、直近の当該報告に係る報告書の写しをもって代えることができる。)
 - 四 建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書(様式第1号)(第三者判定機関による現地確認を実施した場合にあっては、現地確認書(第三者判定機関が耐震改修計画の報告書どおりに工事が行われたことを確認した書類。))の写しをもって代えることができる。)
 - 五 耐震診断を実施した時点(建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修工事を実施した時点)の付近見取図、配置図及び各階平面図
 - 六 建築物の耐震診断を実施した者又は耐震改修計画を策定した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面
- 2 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の建築物については、前項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。この場合においては、前項第2号に掲げる書類に代えて耐震診断の結果報告書(建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画の報告書)の写しを添付するものとする。

(基準適合認定建築物の改変等)

第10条 法第22条第2項の規定により知事の認定を受けた者は、当該基準適合認定建築物において耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合は、あらためて法第22条第1項の規定による認定を申請しなければならない。

(認定できない旨の通知)

第11条 知事は、基準適合認定建築物に係る認定をすることができないと認めるときは、建築物の地震に対する安全性に係る認定を申請した者に対し、様式第8号によりその旨を通知するものとする。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し等)

第12条 知事は、法第23条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取り消すときは、当該建築物の所有者

に対し、様式第9号によりその旨を通知するものとする。

- 2 知事は前項の取消しを行うにあたり、法第24条第1項の規定により基準適合認定建築物の所有者に対し、様式第10号により基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告を求めるものとする。
- 3 前項の所有者の報告は、様式第11号により行うものとする。

(台帳の整備等)

第13条 知事は、様式第12号により、基準適合認定建築物に係る事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

第4章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第14条 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類として、県規則第5条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震診断判定書の写し
- 二 耐震診断結果概要書の写し
- 三 耐震診断を実施した時点の付近見取図、配置図及び各階平面図
- 四 建築物の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面

(認定できない旨の通知)

第15条 知事は、区分所有建築物の認定をすることができないと認めるときは、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を申請した者に対し、様式第13号によりその旨を通知するものとする。

(要耐震改修認定建築物に係る指示)

第16条 知事は、法第27条第2項の規定による指示をするときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、様式第14号により指示するものとする。

- 2 知事は前項の指示を行うにあたり、法第27条第4項の規定により要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、様式第15号により要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告を求めるものとする。
- 3 前項の区分所有者の報告は、様式第16号により行うものとする。

(台帳の整備等)

第17条 知事は、様式第17号により、基準適合認定建築物に係る事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

第5章 その他

(資料等の提出)

第18条 第9条及び第14条に規定するほか、法第22条第2項又は第25条第2項の規定に基づく認定を行うにあたり、建築基準法への適合状況を確認するため知事が必要と認めるときは、確認に必要な書類等の提出を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月2日から施行する。